

中国会計・税務実務ニュースレター

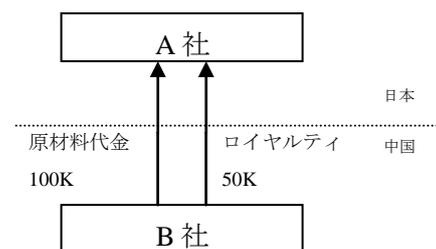
今回のテーマ： ロイヤルティにかかる関税 ～中国税関総署 20号公告～

2016年3月24日に中国税関総署は「中国税関輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告」（税関総署 2016年第20号公告）を公布しました。20号公告が、輸入申告においてロイヤルティ支払や「特殊関係」の存在の記載を新たに求めたことで、関税におけるロイヤルティの取扱いは、実務運用面において精緻化されつつあります。

1. 事例

➤ 親会社に対するロイヤルティ送金の事例

- ① 中国子会社 B 社は、化学製品の中国国内における製造販売をしており、日本親会社 A 社から原材料を仕入れている。
- ② 当該原材料は、親会社 A 社の製造ノウハウが蓄積されており、特許が登録されている。
- ③ 中国子会社 B 社は上記取引につき、原材料の販売契約と使用許諾契約をそれぞれ締結し、その対価として原材料の購入代金と使用料のロイヤルティを親会社 A 社に支払っている。



う➤ 税関からの指摘

税関は、中国子会社 B 社は親会社 A 社と特殊関係にあり、A 社に支払っているロイヤルティについて本来は輸入貨物の代金に含めるべきとして、これにかかる関税の支払を求めました。

2. 課税関係の比較

➤ 課税関係

B 社の上記取引にかかる従来の申告納付と、税関から更正を受けた後の課税関係は下表のとおりです。

(従来)

契約名義	原材料=100K		ロイヤルティ=50K	
	(1)関税	(2)輸入増値税	(3)企業所得税	(4)増値税(注)
税目	(1)関税	(2)輸入増値税	(3)企業所得税	(4)増値税(注)
税率	12%	17%	10%	6%
税額	12	17	5	3
税金コスト	12			
	* B.輸入増値税: 売上増値税から控除可			
	* C.企業所得税、D.増値税: 輸出者A社により負担			

(更正後)

原材料=150K		
(1)関税	(2)輸入増値税	
(1)関税	(2)輸入増値税	
12%	17%	
18	25.5	
18	* B: 左記に同様	

* 上表にて税関による更正により、B 社の税金コストは関税の 6K(18-12) 増加することになる。

(注)ここでは地方付加税は考慮していません。

3. 関税の課税価格と 20号公告

税関は、更正理由を本件ロイヤルティが、査定弁法における下記要件を満たすため、輸入貨物と関係があるものとみなされると主張しています。



Grant Thornton

An instinct for growth™

関連規定：中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法（海関総署令第 213 号）

第 13 条 下記条件の一つに適合するロイヤルティは、輸入貨物と関係があるものとみなさなければならない。

特許権或いは技術使用权（ノウハウ）の支払いに用いられ、且つ輸入貨物が以下事由の一つに属する場合：

- ① 特許或いは専有する技術を含むもの
- ② 特許或いは専有する技術を用いて生産されたもの
- ③ 特許或いは専有する技術を実施するため専門的に設計され、或いは製造されたもの

上記の事由によりロイヤルティが支払われていれば、ロイヤルティは輸入貨物と切り離せず一体化の関係にあるものとみなされ、関税の課税価格を構成します。本件は上記事由①に該当します。税関は、企業が関税を抑えるために輸入価格を意図的に低く申告し、輸入貨物の価格の一部をロイヤルティに分けて関税を過少納付させることのないよう、取締りを強化しています。

そうしたなかで、今回の 20 号公告で新たに追加された「特殊関係」存在の確認は、特殊関係であれば輸入貨物の取引形態を恣意的に設定し易い事情を考慮した運用となっています。そしてこの「特殊関係」の定義（売手と買手は直接/間接的な統制関係にある・5%以上の持株関係にある・一方から高級職員及び董事を配属している…etc）が、その他の税務機関による「特殊関係」の定義と比べて、広汎であることに注意が必要です。

お見逃しなく！

上記事例において税関により関税の課税価格の修正を要求される場合は、追徴課税される関税は、輸入者にとってのコスト増となります。一方、輸出者負担のロイヤルティに対する企業所得税は、関税と輸入増値税の更正である以上、納付済み税額の還付請求は認められません。